

記 者 会 見 資 料

令和 8 年 8 月 27 日（木）

午後 3 時 特別会議室

【開 会】

令和 8 年第 3 回天理市議会定例会を 9 月 1 日に招集する。

会期は、9 月 1 日から 9 月 18 日までの 18 日間。

【日 程】

別添のとおり

【提出案件】

- | | |
|----------|-----|
| ○ 議 案 | 8 件 |
| ・ 補正予算 | 2 件 |
| ・ 条例の改廃等 | 4 件 |
| ・ その他 | 2 件 |

- | | |
|---------------|-----|
| ○ 認定案 | 6 件 |
| ・ 令和 7 年度決算認定 | 6 件 |

- | | |
|----------------------------|-----|
| ○ 報 告 | 3 件 |
| ・ 出資法人の経営状況 | |
| ・ 決算に基づく天理市健全化判断比率及び資金不足比率 | |
| ・ 損害賠償の専決処分 | |

令和8年8月4日

関係者 各位

総務部長

令和8年第3回天理市議会定例会の日程及び開会時刻について（通知）

本会議及び各委員会の開会時刻について、下記のとおり議会事務局から連絡がありましたので通知します。

記

8月25日(火)	招集告示日	9時30分	10時	13時	13時30分
		議運協議会	議 運	全体協議会	各常任委員会 議案説明会
9月1日(火)	招集	9時	9時30分	10時	11時
		議運協議会	議 運	全体協議会	本会議
3日(木)	再開	9時	9時30分	10時	11時
		議運協議会	議 運	全体協議会	本会議
		13時			
		決算特別委員会議案説明会			
4日(金)	文教厚生委員会	9時	9時30分		
		協議会	委員会		
7日(月)	くらし産業委員会	9時	9時30分		
		協議会	委員会		
8日(火)	総務財政委員会	9時	9時30分		
		協議会	委員会		
9日(水)	決算特別委員会	9時	9時30分		
		協議会	委員会		
10日(木)	決算特別委員会	9時	9時30分		
		協議会	委員会		
14日(月)	再開・一般質問	9時	9時30分	10時	
		議 運	全体協議会	本会議	
15日(火)	再開・一般質問	※必要に応じて、議運、全体協議会を開催する		10時	
				本会議	
17日(木)	再開	9時	9時30分	10時	11時
		議運協議会	議 運	全体協議会	本会議

会期は、9月18日(金)までの18日間

※ 本会議等においては、夏季期間中のため、ノー上着とノーネクタイで出席していただきますようお願いいたします。

※ 議案説明会の開催場所について、文教厚生委員会は7階特別会議室、くらし産業委員会は6階委員会室、総務財政委員会は6階協議会室、決算特別委員会は6階委員会室で開催します。

※ 一般質問通告の締切りは、8月28日(金)の正午まで（質問に対する市所管部説明は9月3日(木)の17時まで）です。

令和8年第3回天理市議会定例会提出案件

◎ 予算案

議案第37号 令和8年度天理市一般会計補正予算（第4号）

議案第38号 令和8年度天理市介護保険特別会計補正予算（第1号）

◎ 条例案

議案第39号 天理市認可地縁団体印鑑条例の一部改正について

議案第40号 天理市税賦課徴収条例の一部改正について

議案第41号 天理市ひとり親家庭等医療費助成条例等の一部改正について

議案第42号 天理市カスタマーハラスメント防止条例の制定について

◎ その他案

議案第43号 天理市環境クリーンセンター解体工事請負契約について

議案第44号 和解について

◎ 承認案

なし

◎ 認定案

認定案第1号 令和7年度天理市一般会計決算認定について

認定案第2号 令和7年度天理市国民健康保険特別会計決算認定について

認定案第3号 令和7年度天理市介護保険特別会計決算認定について

認定案第4号 令和7年度天理市後期高齢者医療特別会計決算認定について

認定案第5号 令和7年度天理市土地区画整理事業特別会計決算認定について

認定案第6号 令和7年度天理市下水道事業会計決算認定について

◎ 報告

報告第5号 出資法人の経営状況の報告について

報告第6号 令和7年度決算に基づく天理市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

報告第7号 損害賠償の専決処分の報告について

専決第5号 車両損傷事故に係る損害賠償額の決定について

専決第6号 車両損傷事故に係る損害賠償額の決定について

専決第7号 車両損傷事故に係る損害賠償額の決定について

補正予算案の内容

議案第37号

令和8年度天理市一般会計補正予算（第4号）について

（1）歳入歳出予算の補正

歳入歳出それぞれに218,105千円を追加し、歳入歳出の総額を30,712,179千円とする。

（歳出の主な内容）

- 1 基金管理事業（11-12 頁） 16,100千円
 - 公共施設整備基金積立金（土地売却収入の積立） 13,100 千円
 - ふるさと応援基金積立金（アサヒビールスマートドリンクプロジェクト次年度以降分） 3,000 千円
- 2 高原地域振興館管理事業（11-12 頁） 1,540千円
 - 屋上防水修繕料
- 3 情報処理事業（11-12 頁） 11,858千円
 - AI・DX支援業務委託料
- 4 スポーツ振興事業（11-12 頁） 7,000千円
 - 天理市スポーツツーリズム推進協議会負担金 7,000 千円
 - ・スポーツ観戦×スマートドリンク実証プロジェクト
- 5 補助金精算事業（11-12 頁） 7,588千円
 - R7物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金過年度返還金（国）
 - ・低所得者支援枠 2,342 千円
 - ・子育て世代2,500ポイント配布事業 1,710 千円
 - R7医療費助成事業県費補助金返還金（県）
 - ・心身障害者医療費助成事業 582 千円
 - ・ひとり親医療費助成事業 114 千円
 - ・子ども医療費助成事業 486 千円
 - ・重度心身障害老人等医療費助成事業 411 千円
 - ・福祉医療費助成事業 361 千円
 - R7低所得者介護保険料軽減負担金精算返納金（国・県）
 - ・実績確定に伴う補助金等返還金 1,582 千円
- 6 知事・県議会議員選挙事業（県10/10）（11-14 頁） 29,515千円
 - 職員人件費（会計年度任用職員、時間外手当等） 5,578 千円

- 期日前投票管理者・立会人報酬、ポスター掲示場借上謝礼 1,212 千円
- 需用費（消耗品、燃料費、印刷費、修繕料等） 2,091 千円
- 役務費（郵送料、選挙機器点検等手数料） 6,651 千円
- 委託料（ポスター掲示場作成業務委託等） 13,068 千円
- 会場借上料 200 千円
- 備品購入費（県 2/9）（記載台等） 715 千円

- 7 市議会議員選挙事業(13-14 頁) 19,006 千円
 - 需用費（消耗品、印刷費） 3,249 千円
 - 役務費（郵送料、広報紙折込手数料） 120 千円
 - 委託料（ポスター掲示場作成業務委託） 15,637 千円

- 8 社会福祉総務事業(13-14 頁) 531 千円
 - 弁護士委託料
 - ・委託金返還請求に関する示談交渉の成功報酬

- 9 介護福祉施設整備事業(15-16 頁)(国 10/10) 29,645 千円
 - 地域介護・福祉空間整備事業等補助金
 - ・民間施設の防災・減災に対する施設整備補助金

- 10 コミュニティセンター施設整備事業(15-16 頁) 4,851 千円
 - 御経野コミュニティセンター改修工事設計業務委託料

- 11 子ども医療費助成事業(15-16 頁)(国 1/2) 1,617 千円
 - 医療費助成オンライン資格確認のためのシステム改修費

- 12 山辺・県北西部広域環境衛生組合事業(15-16 頁)(基金 10/10) 1,106 千円
 - 周辺地区環境整備事業補助金
 - ・内馬場町公民館備品購入費

- 13 市営住宅維持管理事業(15-18 頁) 6,500 千円
 - 市営住宅修繕料

- 14 教育総務事業(17-18 頁) 613 千円
 - 防犯カメラ購入費（南中学校通学路）

- 15 小学校維持管理事業(17-18 頁) 1,000 千円
 - 天理市区長連合会寄附金による図書購入費

- | | | |
|----|---|----------|
| 16 | 小学校施設整備事業（17-18 頁）
○市内各小学校空調移設業務委託料 | 35,013千円 |
| 17 | 中学校施設整備事業（17-18 頁）
○市内各中学校空調移設業務委託料 | 41,580千円 |
| 18 | 幼稚園費自動車購入事業（17-18 頁）
○給食配送用車両購入費（2 台分） | 3,042千円 |

（歳入の主な内容）

- | | | |
|---|--|----------|
| 1 | 国庫支出金（5-6 頁）
○地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 29,645 千円
○医療費助成自治体システム改修等補助金 808 千円 | 30,453千円 |
| 2 | 県支出金（5-6 頁）
○県知事・県議会議員選挙委託金 | 28,958千円 |
| 3 | 財産売払収入（5-6 頁）
○土地売払収入（勾田町 94-3） | 13,100千円 |
| 4 | 寄附金（5-6 頁）
○ふるさと天理応援寄附金
・天理市区長連合会寄附金 1,000 千円
○企業版ふるさと天理応援寄附金
・アサヒビールスマートドリンクプロジェクト 10,000 千円 | 11,000千円 |
| 5 | 基金繰入金（7-8 頁）
○周辺地区環境整備基金繰入金 | 1,106千円 |
| 6 | 特別会計繰入金（7-8 頁）
○令和7年度事業費確定に伴う介護保険特別会計繰入金
・介護給付費等負担金 14,092 千円
・低所得者保険料負担金 2,844 千円
・地域支援事業負担金 7,122 千円
・事務費負担金 7,895 千円 | 31,953千円 |
| 7 | 繰越金（7-8 頁） | 3,290千円 |
| 8 | 諸収入（7-8 頁）
後期高齢者医療給付費負担金返還金 | 46,245千円 |

9 市債 (7-8 頁)

52,000 千円

○小学校施設整備事業債 20,900 千円

○中学校施設整備事業債 31,100 千円

(2) 債務負担行為の補正 (3 頁、11-14 頁)

【追加】

○AI・DX業務支援委託事業 19,976 千円

急速に進化する技術を行政運営に活用するため専門的知見を有するコンサルタント会社による支援を受け、AI・DX業務を推進するため債務負担行為を設定する。

○知事・県議会議員選挙事業 8,520 千円

選挙の執行が令和9年度になると見込まれるため、令和8年度中に契約する業務のうち年度を超えるものについて債務負担行為を設定する。

○市議会議員選挙事業 3,998 千円

選挙の執行が令和9年度になると見込まれるため、令和8年度中に契約する業務のうち年度を超えるものについて債務負担行為を設定する。

【変更】

○学校給食運営事業 25,900 千円

令和9年度から本格実施となる幼稚園給食について、山の辺・朝和・柳本幼稚園の給食を朝和小学校で一括して調理するため、また、令和9年度以降における櫛本小学校給食調理業務委託の入札を実施するため債務負担行為の限度額 60,400 千円を 25,900 千円増額し、86,300 千円に変更する。

(3) 地方債 (4 頁)

地方債の限度額の変更 (2 件) を行う。

変更 80,800 千円 → 132,800 千円 (52,000 千円)

議案第 38 号

令和 8 年度天理市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

歳入歳出それぞれに 92,359 千円を追加し、歳入歳出の総額を
6,832,559 千円とする。

令和 7 年度介護給付費等及び地域支援事業費の確定に伴い、歳出では介護保険給
付費準備基金への基金積立金及び地域支援事業交付金の精算返納金等の補正を行
い、歳入については、介護給付費等の確定に伴う支払基金交付金及び県交付金精算
による追加交付等の補正を行う。

条例案等の内容

◎ 条例案

議案第 39 号 天理市認可地縁団体印鑑条例の一部改正について

地方自治法施行規則の一部が改正されたことに伴い、条項に移動が生じたことから、当該条項を引用する本条例についても、所要の改正をしようとするもの

議案第 40 号 天理市税賦課徴収条例の一部改正について

地方税法等の一部改正に伴い、公的年金等受給者の個人住民税算定に係る扶養親族等申告書の提出範囲等の変更、医療費控除の特例であるセルフメディケーション税制の適用期限の撤廃、住宅ローン控除の延長、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合における長期譲渡所得に係る課税の特例の見直し、特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る課税の特例の創設並びに家屋及び償却資産に係る固定資産税の免税点が変更されたこと等について、所要の改正をしようとするもの

議案第 41 号 天理市ひとり親家庭等医療費助成条例等の一部改正について

医療法等の一部を改正する法律の施行に伴い、「社会保険診療報酬支払基金」の名称が「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に変更されることから、関係 3 条例につき所要の改正をしようとするもの

議案第 42 号 天理市カスタマーハラスメント防止条例の制定について

近年、社会問題となっているカスタマーハラスメントについて、その防止を図るための取組みが全国的にも進められつつあり、国においても法整備が行われるなど、カスタマーハラスメントの防止に向けた取組みの重要性が高まっていることに鑑み、本市においても、カスタマーハラスメント防止に対する取組みを推進するため、条例を制定しようとするもの

◎ その他案

議案第 43 号 天理市環境クリーンセンター解体工事請負契約について

天理市環境クリーンセンター解体工事を施工するため、去る 6 月 26 日に一般競争入札に付した結果、奈良市三条本町 4 番 32 号 中室ビル 株式会社浅沼組 奈良営業所 所長 大江 英一（おおえ ひでかず）が落札したので、請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるもの

議案第 44 号 和解について

地域包括支援センター事業に係る業務委託において、適正な人員配置がなされていなかったことによる委託料の一部返還請求について、和解をしようとするため、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求めるもの

会計別決算総括表

各会計の形式収支、実質収支、単年度収支の状況は、次のとおりとなっております。

令和7年度決算

(単位：円)

	歳入決算額 (A)	歳出決算額 (B)	形式収支 A-B (C)	翌年度へ繰越 すべき財源 (D)	実質収支 C-D (E)	単年度収支 (F)	翌年度歳入 繰上充用金 (G)
一般会計	30,545,267,016	29,103,519,389	1,441,747,627	81,139,000	1,360,608,627	△ 13,147,360	0
国民健康保険 特別会計	6,023,523,242	5,948,737,295	74,785,947	0	74,785,947	8,769,134	0
介護保険特別会計	6,467,764,114	6,400,745,017	67,019,097	0	67,019,097	△ 29,031,103	0
後期高齢者医療 特別会計	1,084,241,616	1,083,460,563	781,053	0	781,053	△ 255,273	0
土地区画整理事業 特別会計	129,625,051	89,774,698	39,850,353	3,447,000	36,403,353	34,164,870	0
合 計	44,250,421,039	42,626,236,962	1,624,184,077	84,586,000	1,539,598,077	500,268	0

※ (D) : 翌年度へ繰り越すべき財源＝令和7年度の歳入のうち、翌年度へ繰越して使用する財源

(F) : 単年度収支＝令和7年度実質収支 － 令和6年度実質収支

(G) : 翌年度繰上充用金＝歳入が歳出に不足するため、令和8年度の歳入を繰り上げて令和7年度の歳入に充てたもの

(参考) 令和6年度決算

(単位：円)

	歳入決算額 (A)	歳出決算額 (B)	形式収支 A-B (C)	翌年度へ繰越 すべき財源 (D)	実質収支 C-D (E)	単年度収支 (F)	翌年度歳入 繰上充用金 (G)
一般会計	35,752,633,911	34,257,495,924	1,495,137,987	121,382,000	1,373,755,987	△ 93,790,103	0
国民健康保険 特別会計	5,981,063,834	5,915,047,021	66,016,813	0	66,016,813	△ 4,410,000	0
介護保険特別会計	6,396,830,946	6,300,780,746	96,050,200	0	96,050,200	△ 70,517,336	0
後期高齢者医療 特別会計	1,035,835,725	1,034,799,399	1,036,326	0	1,036,326	△ 731,629	0
土地区画整理事業 特別会計	102,660,420	96,843,937	5,816,483	3,578,000	2,238,483	705,905	0
合 計	49,269,024,836	47,604,967,027	1,664,057,809	124,960,000	1,539,097,809	△ 168,743,163	0

令和7年度決算・財政健全化判断比率（4指標）の推移と増減理由

● 実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの。

令和5年度	令和6年度	令和7年度
— (△9.57%)	— (△8.77%)	— (△8.69%)

※R7 早期健全化基準 12.70%、財政再生基準 20.00%

【実質赤字なし】

● 連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの

○連結対象会計は、一般会計、区画特会、国保特会、介護特会、後期高齢特会、下水道事業

令和5年度	令和6年度	令和7年度
— (△36.99%)	— (△36.33%)	— (△23.08%)

※R7 早期健全化基準 17.70%、財政再生基準 30.00%

【連結実質赤字なし】

● 実質公債費比率

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの【3年平均の数値】

令和5年度	令和6年度	令和7年度
9.2%	8.2%	7.2%

※R7 早期健全化基準 25.0%、財政再生基準 35.0%

【改善】一般会計等及び下水道事業の元利償還金が減少するとともに、普通交付税の増加により分母となる標準財政規模が増加したため。

● 将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの

令和5年度	令和6年度	令和7年度
24.8%	44.8%	33.0%

※R7 早期健全化基準 350.0%

【改善】一般会計等の地方債残高が減少するとともに、財政調整基金等の充当可能基金残高が増加したため。

AI・DX 業務支援委託事業について

令和 8 年 9 月
情報政策課

1. 概要

本市では、生成 AI の活用を全庁に広げることで、業務の効率化や職員の負担軽減を図っています。生成 AI を安全かつ効果的に活用するだけでなく、デジタル技術全般を活用した業務改革を推進するためには、庁内で方針を共有し、組織的に取組む体制を整備することが重要です。こうした体制を実現するために、AI・DX 業務を支援する専門のコンサルティング業者の知見を活用し、AI・DX 推進全般に係る伴走支援を受けるものです。

2. 委託内容

(1) AI・DX 推進体制の整備

- ・生成 AI 活用を組織的に進めるための体制構築
- ・AI 統括責任者（CAIO）の設置を含め、庁内全体で連携できる仕組みの検討

(2) 書かないワンストップ窓口（窓口 DXSaaS）導入準備支援

- ・令和 10 年度に計画している窓口 DXSaaS 導入に向けた準備支援

(3) ガイドライン整備・見直し支援

- ・情報管理やセキュリティに配慮した運用ルールの整備
- ・技術進化に対応するため、ガイドラインの継続的な見直し

(4) AI・DX 推進全般の伴走支援

- ・各部局の課題解決に応じた AI・DX 活用手段の検討
- ・生成 AI 活用研修の実施
- ・AI・DX 推進全般についての伴走支援

3. 今後の進め方

- ・令和 8 年度: 生成 AI を活用した職員研修を実施し、理解促進とスキルアップを図る。
- ・令和 9 年度: 令和 10 年度に計画している窓口 DXSaaS 導入準備や AI・DX 推進全般について、伴走支援を受ける。